【反社会的勢力ではないことの誓約】

私は、糸魚川商工会議所定款第10条に規定する次に該当する者ではありません。

１）成年被後見人又は被保佐人

２）破産者で復権を得ない者

３）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

４）反社会的勢力

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等

⑥社会運動等標榜ゴロ

⑦特殊知能暴力集団等

⑧その他、①から⑦に準じる者

⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有する者

⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ

【個人情報の取扱い】

ご記入いただいた情報は、商取引の照会、斡旋等の商工会議所が行う事業の実施、運営や商工会議所からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、会員名簿、会報、ホームページに掲載して公開、頒布することがあります。

注）入会申込みについては、役員による入会承認を経た上で正式に入会となりますことをご了承下さい。